

いじめ防止基本方針

福島市立松陵義務教育学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① いじめは人間として決して許されないことである。
- ② 「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する。
- ③ いじめ防止に向けて、学校は、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。

2 いじめ防止等のための校内組織（いじめ防止チーム）

<学校>	校長 副校長 教頭 生徒指導主事 学年生徒指導担当 養護教諭 (S C) 校長が必要であると認める者
<保護者>	P T A 本部役員

3 福島市教育委員会が示すいじめの深刻度とその対応

	状況	対応
レベル1	○学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じる。	○アンケート調査 ○聞き取り ○個別面談 ○声掛け
レベル2	○元気がない ○学習意欲が低下する ○身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加） ○交友関係が変化する（孤立） ○頻繁にいたずらをされる ○物がなくなる ○欠席・遅刻・早退等が増える（不登校傾向）	○組織的対応：いじめ防止チーム ○事実関係の把握 ○被害者の心のケア ○加害者への指導 ○家庭・地域との連携
レベル3	○不登校、別室登校、身体的損傷（打撲、傷、衣服の汚れ等）、暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害	○警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関と連携 ○出席停止の措置
レベル4	○自殺未遂、自殺	○S C・S S W等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、子どもたち、教職員 ○窓口の一本化：マスコミへの対応

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組と行動計画（内容は【別表1】による）

5 重大事態への対応

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 生徒が自殺を企画した場合
 身体に重大な被害を負った場合
 金品等に重大に被害を被った場合
 精神性の疾患を発症した場合
 いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

(2) 重大事態の報告

学校は7日以内に教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(3) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態に対処し、及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用等の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 調査により明らかになった事実について、いじめの被害、加害の双方の生徒や保護者に対して説明する。
- ③ 調査結果については教育委員会を通じて市長に報告する。

(4) 不登校重大事態は、原則、学校のいじめ防止チームに適切な外部人材を加えて調査を行い、調査報告書を作成する。 (調査主体は教育委員会会議で決定する。)

6 年間計画（内容は【別表2】による）

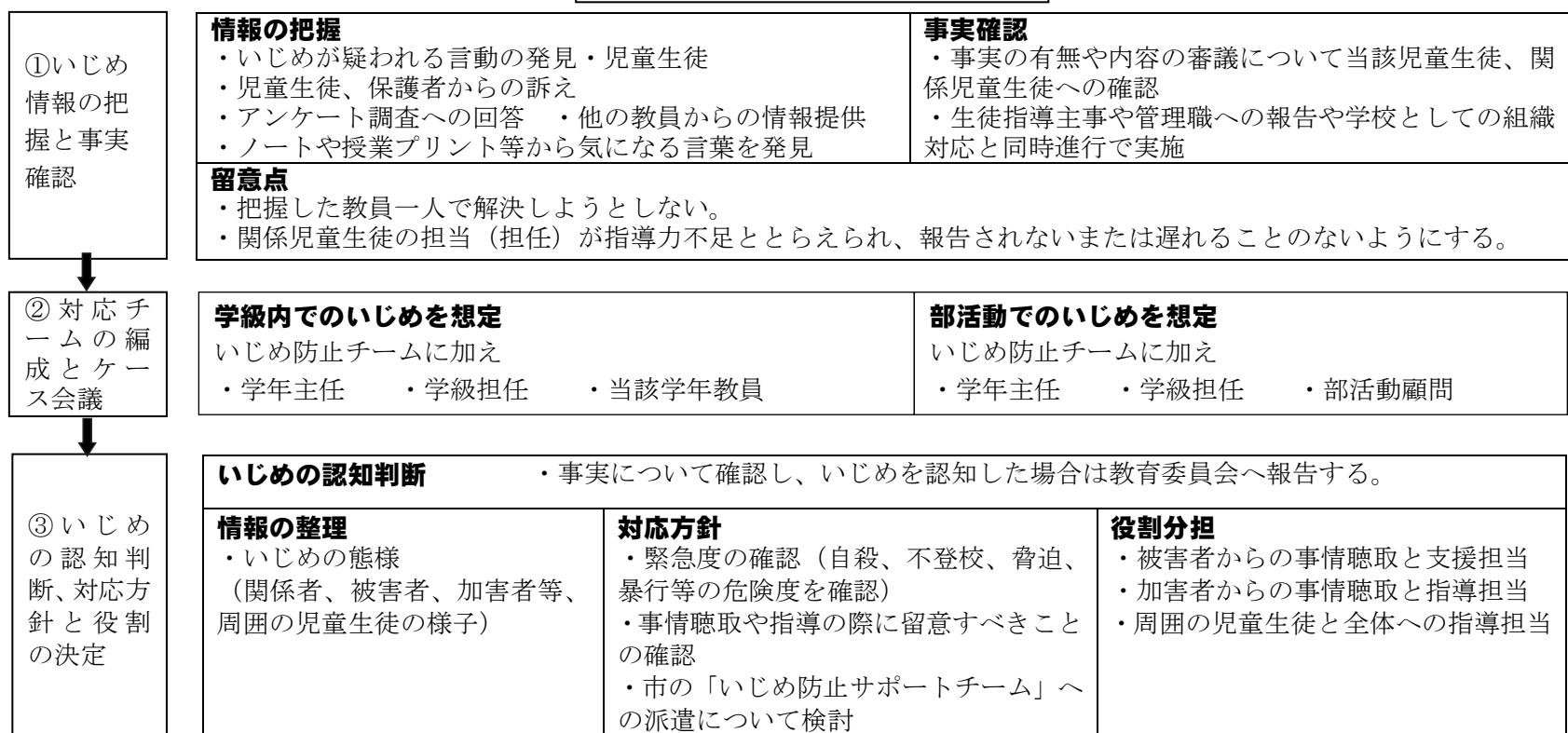
7 評価と改善

- (1) いじめ基本方針については、福島市いじめ防止基本方針の変更や学校評価アンケートの結果をもとに見直しを図る。
- (2) いじめが年間を通して発生していない場合、その事実を保護者へ周知する。（お便り等）

【別表1】 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組と行動計画

いじめの未然防止	いじめの早期発見
<p>1 いじめの許さない学校・学級づくり</p> <p>(1) 問題が発生しにくい学校風土を作る。</p> <p>(2) 未然防止策を策定する。</p> <p>(3) 「いじめは人間として絶対許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させる。</p> <p>(4) 学校生活全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。</p> <p>(5) いじめ防止チームを立ち上げ、未然防止の具体策を策定し実行する。</p> <p>2 いじめの未然防止に向けた手立て</p> <p>(1) 学級経営の充実</p> <p>① 教師の受容的・共感的態度により、互いを認め合う学級を作る。</p> <p>② 児童生徒の自立的・自発的活動を保証し、規律と活気ある学級集団を作る。</p> <p>③ 正しい言語環境を涵養する集団を育てる。</p> <p>④ 定期的に行う生活アンケートや児童生徒の生活の様子などから変化の兆候を素早く把握し、早期対応につなげる。</p> <p>(2) 授業中における生徒指導の充実</p> <p>① 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」「安全・安心な風土の醸成」のある授業作りに努める。</p> <p>② 「わかる授業」を通して児童生徒の学び合いを保証する。</p> <p>③ 集団へのかかわりに消極的な児童生徒に対して、教師の適切な支援により、満足感や達成感、連帯感がもてるよう配慮する。</p> <p>(3) 道徳教育の充実</p> <p>① 自他を尊重する態度、人権を守る態度など、いじめ防止に関わりのある題材を指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。</p> <p>(4) 学級活動の充実</p> <p>① 話し合い活動を通して、学級の諸問題の解決を図る。</p> <p>② グループエンカウンターなどの手法を用いてコミュニケーションを活性化する。</p> <p>③ ソーシャルスキルトレーニングなどの手法を用いて、人間関係のトラブルの対処法を身に付けさせる。</p> <p>(5) 学校行事の工夫</p> <p>① 児童生徒が達成感や自己有用感、感動や人間関係の深化が得られるよう工夫する。</p> <p>(6) 生徒会活動の工夫</p> <p>① 児童生徒が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるようにする。</p> <p>(7) 情報モラル計画の充実</p> <p>① パソコンや携帯電話のトラブルケースを積極的に学ぶ。</p> <p>(8) 発達障がいのある児童生徒へのいじめを防ぐ</p> <p>① 障がいの特性や関わりを理解するような研修を行う。</p> <p>(9) いじめ防止チームの積極的な活用</p> <p>① いじめ防止チームによるいじめ防止対策全体計画の確認を行う。各学期1回実施。(対応事案発生時は随時行う。)</p>	<p>1 いじめを発見する手立て</p> <p>(1) 教員と児童生徒との日常の交流を通しての発見</p> <p>① 昼休みや放課後の機会に、気になる児童生徒に目を配り、普段と異なる様子を確認したら声をかけ様子を確認する。</p> <p>(2) 複数の教員の目による発見</p> <p>① 全教員で学校生活を送る児童生徒と常に関わり、発見の機会を増やす。</p> <p>② 教室等への経路を変えたり気になる場所を確認したりすることにより、発見の機会及び予防線を巡らす。</p> <p>③ 休み時間や昼休み、放課後の校内巡回を適時行い発見につなげる。</p> <p>(3) アンケート調査の実施と分析</p> <p>① いじめを含めた生活アンケート等の調査を学校全体で計画的に行う。</p> <p>② アンケート調査結果については、必ず複数の目で確認し、児童生徒からの訴え等を見逃さないようにする。</p> <p>③ 必要に応じて臨時のアンケート等を行う。</p> <p>(4) 教育相談を通した実態把握</p> <p>① 定期的に教育相談や進路相談を実施するとともに、児童生徒が希望するときに相談ができる体制と環境を整える。</p> <p>② 相談方法や相談結果について、スクールカウンセラーや助言を得る。</p> <p>2 いじめを訴えることの意義と手段の周知</p> <p>(1) 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことを日頃から指導し、浸透させる。</p> <p>(2) 学校における「いじめ相談」対応について家庭や地域に周知する。</p> <p>(3) 匿名による訴えの対応</p> <p>① 匿名での訴えを尊重しながら、早期解決のために氏名等の情報が必要であることを伝える。</p> <p>② 秘密を厳守して、意向に沿った対応を行うことを伝える。</p> <p>3 保護者や地域からの情報提供</p> <p>(1) 日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめ発見及び情報提供に協力を求める。</p> <p>(2) 保護者が児童生徒の変化を感じた場合、またはいじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。</p>

いじめ発見から解決まで



④ 事実の究明と支援及び指導

事情聴取の際の留意事項

- ・いじめられている児童生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その児童生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者については秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ・聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。
- ・いじめを行った児童生徒といじめを受けている児童生徒を同じ場所で事情を聞くことはしない。また、当事者同士の話し合いで解決を促すような指導はしない。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること、また、ただ単に謝るだけで終わるような指導はしない。
- ・継続的かつ計画的に、いじめを行った児童生徒に対しては指導をしていく。

⑤ いじめ関係者への指導

	いじめを受けている児童生徒の対応	いじめを行った児童生徒の対応	傍観したり周囲にいた児童生徒の対応
基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても、いじめられた子どもの味方になり、守り通すことを約束する。 ・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と対応する。 ・自分はどうすべきだったのかこれからどうしていくのかを内省させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、児童生徒が話しやすい教員等が対応する。 ・いじめを受けた辛さにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中間の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは辛い立場にある人間を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめられるのではと考えている生徒には、徹底して守り通すことを伝える。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校はいじめを行う児童生徒を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。 ・いじめを行う児童生徒との今後のつきあい方など行動の仕方を具体的に指導する。 ・安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるよう担当教師や関係機関の連絡先を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCやSSWにつなぎ多面的に支援にあたる。 ・いじめの非人間性や他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く指導する。 ・いじめに至った自分の心情を振り返らせることをしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てたり傍観したりしていても問題の関係者であることを受け止めさせる。 ・いじめを受けた児童生徒が傍観していた児童生徒をどのように思っていたのかを考えさせる。 ・これからどのような行動をとればよいのか考えさせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノートの活用や面談を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう授業等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノートや面談などを通じて、教員との交流を続けながら、変化や成長を確認する。 ・授業等を通して、エネルギーをプラスの方向に向けさせ、良さを認めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決した後も十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

保護者との連携

いじめを受けた児童生徒の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応の経過をこまめに伝えるとともに、保護者から児童生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が明らかになるまで、いじめを行った児童生徒の保護者との連絡は避けてもらうよう依頼する。

いじめを行った児童生徒の保護者との連携

- ・事情聴取後、児童生徒を送り届けて家庭訪問をする際に、事実を経過とともに伝える。
- ・いじめを受けた児童生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と児童生徒の変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もがいじめをする側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

保護者との日常的な連携

- ・年度当初から学校（学年、学級）通信や保護者会などで、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針、方法などについて周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力問題の発生時にはいじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針を明らかにしておく。

関係機関との連携

- ・教育委員会との連携 深刻ないじめ事案の場合は教育委員会担当指導主事と連絡を取り合いながら対応を協議し進めしていく。（いじめ防止サポートチームへの派遣について検討する。）

- ・警察との連携 いじめが犯罪行為として取り扱われる内容であれば、警察に相談する。また、いじめられている児童生徒の生命または身体の安全が脅かされるような場合は、直ちに警察に通報する。

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例

- | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 傷害罪 | <input type="checkbox"/> 暴行罪 | <input type="checkbox"/> 恐喝罪 | <input type="checkbox"/> 器物破損罪 | <input type="checkbox"/> 窃盗罪 |
| <input type="checkbox"/> 強要罪 | <input type="checkbox"/> 脅迫罪 | <input type="checkbox"/> 侮辱罪 | <input type="checkbox"/> 名誉毀損罪 | <input type="checkbox"/> 強制わいせつ罪 |

【別表2】

いじめ防止チーム年間活動計画

福島市立松陵義務教育学校

月	活 動 内 容	備考 他の組織との関連事項
4	職員会議 <input type="radio"/> いじめ防止対策全体計画の確認 <input type="radio"/> いじめ防止チーム組織編成（確認） ※いじめ防止チーム会議は定例のほか対応事案が発生した場合に随時行う。 <input type="radio"/> いじめ対応校内研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特愛生徒確認（生徒指導委員会） ・ カウンセリング開始
5	第1回いじめ防止チーム会議 <input type="radio"/> いじめ防止環境の確認について	<input type="radio"/> 就学指導委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員との話し合い
6	第1回いじめアンケート実施と結果分析協議 ※ アンケート結果により臨時チーム会議を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活アンケート（生徒指導部） ・ Q-Uテストの実施（1・2年）
7		<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休みの指導（生徒指導部） ・ Q-Uテストの結果の分析・対応策の検討（学年会）
8		<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠席しがちな児童生徒の状況確認と対応（サポート委員会）
9	第2回いじめ防止チーム会議 <input type="radio"/> いじめ防止協議	<ul style="list-style-type: none"> ・ S C カウンセラーによる講話 （サポート委員会） ○ 就学指導委員会
10		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校不適応生徒の把握と対応 （サポート委員会）
11	第2回いじめアンケート実施と結果分析協議 ※ アンケート結果により臨時チーム会議を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活アンケート（生徒指導部） ○ 結果に基づく二者相談 or 三者相談実施
12		<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路・受験にかかわる悩み二者面談 （3学年）
1	第3回いじめ防止チーム会議 <input type="radio"/> いじめ防止対策基本方針の検討 <input type="radio"/> 第3回いじめアンケート実施と結果分析協議 ※ アンケート結果により臨時チーム会議を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の変容確認（生徒指導委員会） ・ 長期欠席児童生徒の個別状況分析（サポート委員会） ・ 学校生活アンケート（生徒指導部）
2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校不適応児童生徒の把握と対応 （サポート委員会） ○ 就学指導委員会
3	※ 活動の引き継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級編成（クラス替え）対応 ※ 不適応防止対策 （1・2学年）